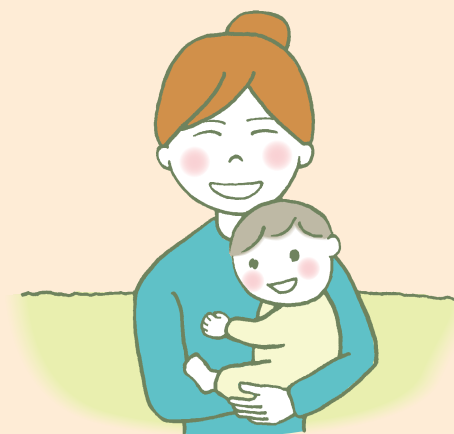


IV. 住みやすいまちづくり

〈基本方針〉

1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり
2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり
3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり
4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり
5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり
6. 安心して暮らせるまちづくり



※基本計画第4章Ⅳの1から6は、社会福祉法第107条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

1. 共に支え共に生きる福祉のまちづくり

現状と課題

少子高齢化の進行とともに、地域では相互扶助精神が希薄化するなど生活上の諸課題が複雑化しており、求められる福祉サービスも多様化しています。

このような中で、地域住民やNPO、ボランティア団体等が主体的に地域課題と向き合い、行政とともに総合的な福祉政策を推進し、住民のボランティア意識の向上や住民同士の相互の支え合い意識の醸成等による地域コミュニティの活性化と関係団体のネットワーク強化による地域力の向上が必要となっています。

また、いわゆる団塊世代が高齢者となる超高齢化時代を迎え、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症などの高齢者も増加することが想定されています。このことから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくために、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・介護・介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築していくことが求められています。

基本方針

少子高齢化時代を迎え、住民が健やかで安心した暮らしを送るために保健・医療・福祉サービス体制の充実を図ります。また、地域住民やNPOなど多様な団体が主体的に地域課題に向き合い、地域の福祉力の向上を目指します。

共に支え共に生きる福祉のまちづくり

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 地域福祉の推進
- (3) 自立した暮らしを支える体制の確立

主な施策

(1) 地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域包括支援センターの強化
- ② 地域課題の発見と潜在的ニーズの顕在化
- ③ 生活支援・福祉サービスの提供体制の強化
- ④ 不足する支援・サービスの把握と解決
- ⑤ 多様な担い手の育成・サービスの創出
- ⑥ 医師の往診及び訪問看護ステーションによる在宅医療の推進
- ⑦ 高齢者・障がい者等の通院対策の充実

(2) 地域福祉の推進

- ① 相談支援体制の整備とサービス利用のための従事者の専門性の向上事業
- ② 多様なサービスの参入促進及び公私協働の実現
- ③ 福祉、保健、医療と生活関連分野との連携方策の検討

- ④地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の活動への支援
- ⑤住民等の意識向上と主体的参加の促進
- ⑥地域福祉を推進する人材の養成

(3) 自立した暮らしを支える体制の確立

- ①成年後見制度の周知と利用促進の普及啓発
- ②権利擁護支援体制の確立
- ③日常生活自立支援事業の利用促進
- ④生活困窮者に対する生活支援及び就労支援の実施

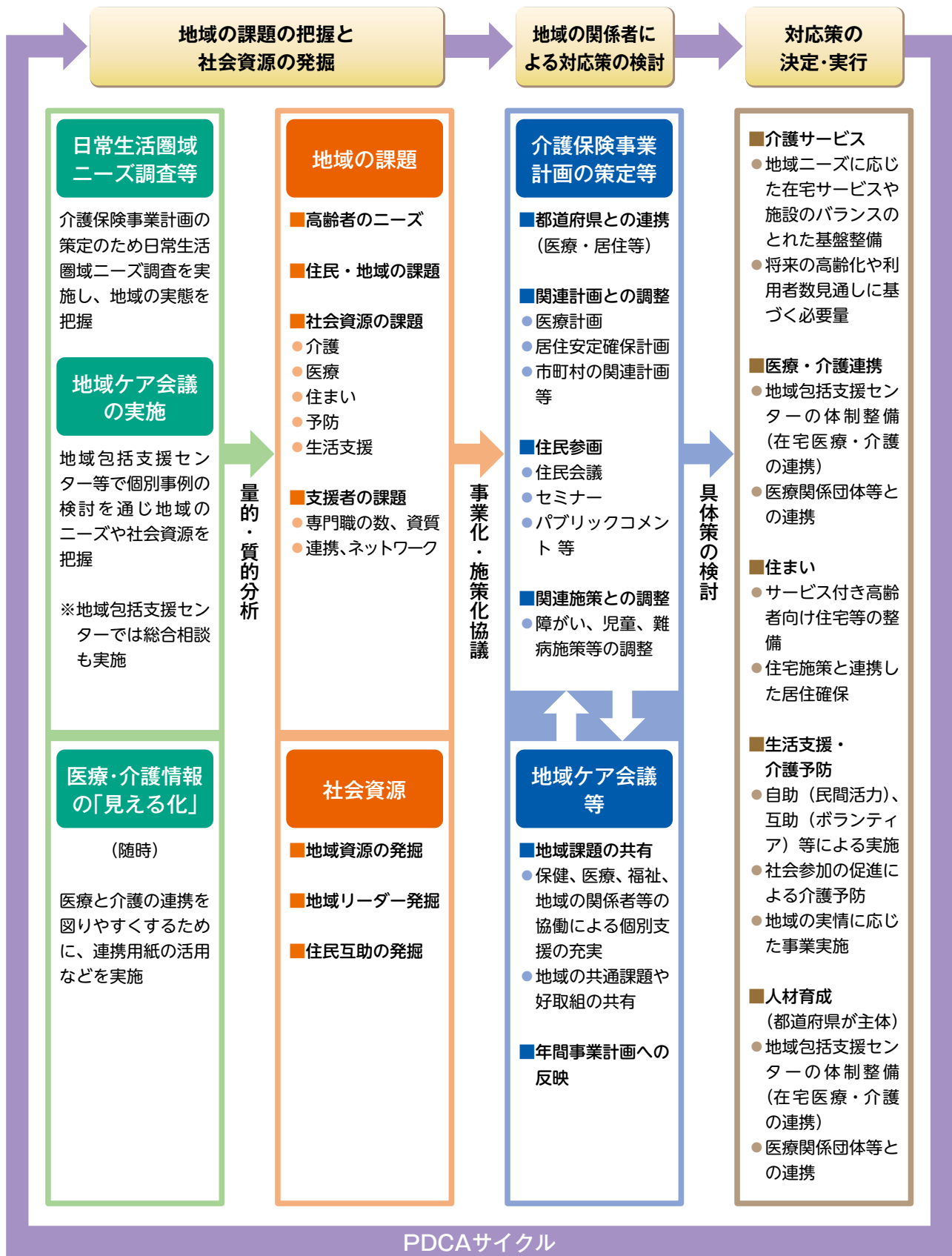


町の医療・福祉・介護の拠点となる長浜地区

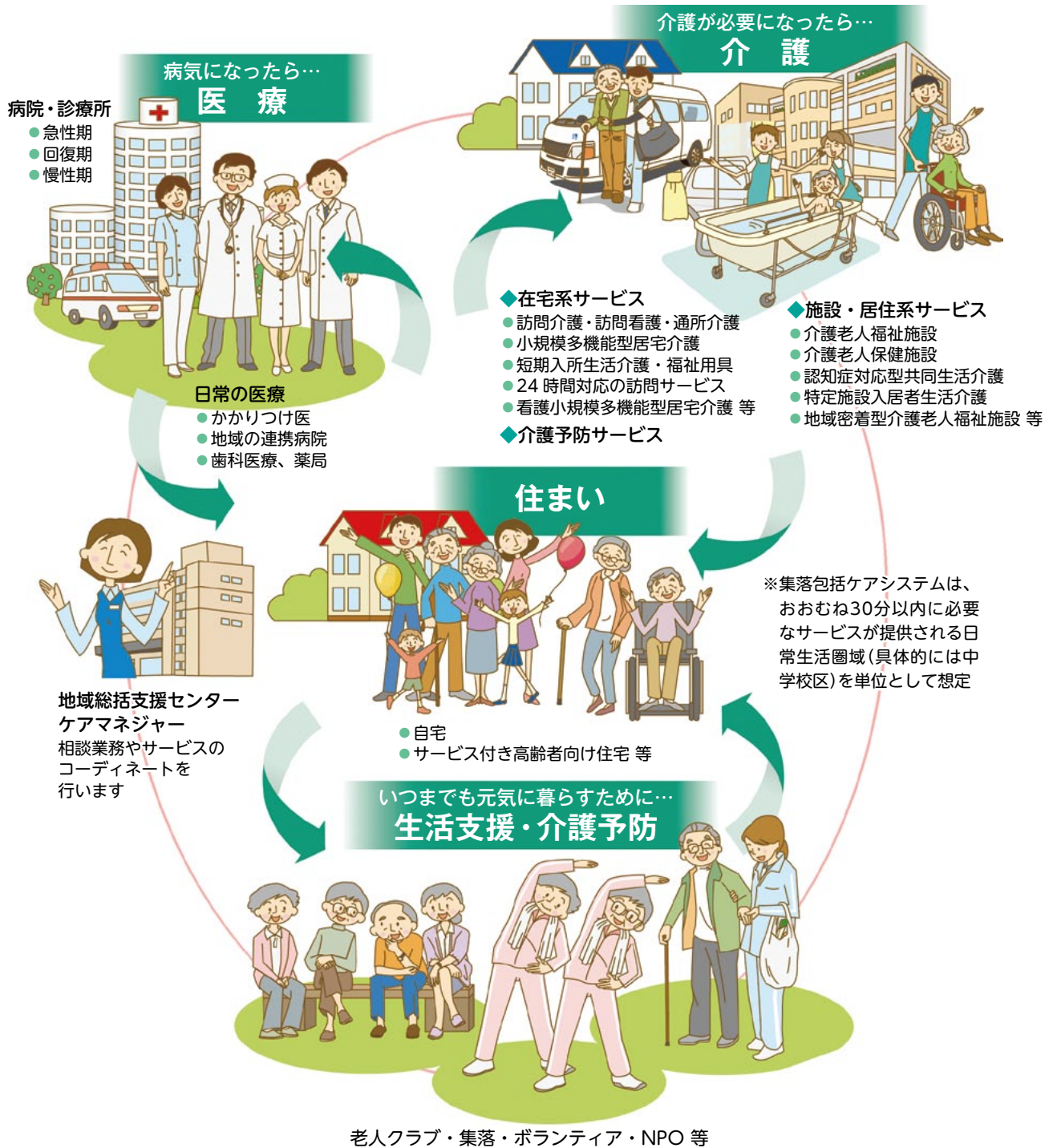


特別養護老人ホーム「只見ホーム」と隣接する
「あさくさホーム」(只見町長浜)

■只見町における地域包括ケアシステム構築のプロセス



只見町が目指す地域包括ケアシステムの姿



2. 健康でいきいきと暮らせるまちづくり

現状と課題

本町では深刻な少子高齢化が進む中で、総合病院や専門医療機関までの距離が遠く、医療・保健分野での専門職の不足、そして冬季間の雪による交通網の脆弱さなど、他の地域とは大きな格差の中にあります。このことから、健康を増進し、疾病の発症や重症化を防ぐために健康を保つ努力が求められています。

真の健康づくりは、他人に強制されて取り組むものではなく、自分なりの健康観を持ち、それを達成するための方法を自ら選択し、将来を見据えた健康を実現していくものです。一方で、個人を取り巻く様々な健康に関連した活動主体（組織）や行政としての町が、この個人の取り組みを支援するために必要な環境整備をすすめ、これらの相乗効果によって、「より多くの人々が、より高い生活の質（QOL）をもって、より健康で長く生きられる」ように、「健康ただみ21計画」に基づく取り組みが必要となっています。

また、健康は生きる目的ではなく、毎日の生活の資源であるというWHO（世界保健機構）が提唱するヘルスプロモーションの理念に基づき、豊かな人生すなわちQOL（生活の質）の向上のために、健康的な行動や生活状態が保たれるように教育的、環境的なサポートを効果的に組み合わせて、健康づくりを家族、集落、学校職場など地域全体で支援していくための仕組みが求められています。

基本方針

健康でいきいきと暮らせる「元気なまちづくり」を目指し、行政、関係機関は地区組織などと連携を深め、住民主体の健康づくりを支援する環境の整備や情報提供に積極的に取り組みます。また、健康寿命の延伸に向け、疾病の早期発見、早期治療のための各種検診の受診率向上を図りながら、日常生活習慣の改善に重点をおいた健康づくりに取り組みます。

健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- (1) 健康的な公共施策づくり
- (2) 健康を支援する環境づくり
- (3) 集落・地域における健康づくり活動の強化
- (4) 健康を保つ個人技術の普及・推進
- (5) ヘルスサービスの方向転換



健康づくり教室

主な施策

(1) 健康的な公共施策づくり

- ①南会津保健福祉事務所(保健所)との協力体制・連携強化
- ②健康づくり運動の推進
- ③保健師・理学療法士等の人材育成・確保
- ④医療機関との連携による健康に関する情報提供や疾病対策

(2) 健康を支援する環境づくり

- ①健診事業の充実と受診率の向上
- ②健康相談や健康教育の実施体制の充実
- ③職場・企業・集落等での分煙の徹底・禁煙の実現
- ④健康づくり・体力向上のための施設・遊具等の整備

(3) 集落・地域における健康づくり活動の強化

- ①身近な集会所等を活用した健康教室の開催
- ②保健協力員、食生活改善推進員等のボランティア活動の充実
- ③集落・地域の健康づくりリーダー研修会の開催

(4) 健康を保つ個人技術の普及・推進

- ①老若男女が共にできる健康体操の普及
- ②年齢に応じた健康教室・健康教育の開催
- ③ライフステージにあった食生活(食育)の推進
- ④保健師・栄養士による効果的な健康相談・家庭訪問の実施

(5) ヘルスサービスの方向転換

- ①保健福祉センターと医療・福祉機関の緊密な連携
- ②健康に関する提言による住民参加の健康づくり推進
- ③個人に合ったサービス利用への助言・指導



ブナりん体操(健康体操)



健診事業

3. 安心して子どもを産み育てられるまちづくり

現状と課題

全国的な人口減少や少子化の進行により、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化が顕著となっており、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が増えています。

本町においても、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備していくためには、地域社会全体で子育てを支える仕組みづくりが必要となっており、平成27年3月に「只見町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。今後は、社会情勢の変化や国の新制度とあわせて、この計画に基づき住民に適切なサービス支援を展開し、子どもの健やかな育ちと、子育てを地域全体で支援する環境を整え、子どもを安心して生み育てることができるまちづくりの構築が求められています。

また、子育て環境の充実とあわせて、出生率と大きく関連する、結婚し将来子どもを持ちたいと考える方に対する適切な結婚対策の充実を図ることが求められています。

基本方針

少子化時代に対応し、地域ぐるみで子育てに対する理解を深め、時代のニーズに合った確かな子育て支援を推進するとともに、多様な保育サービスや子どもの健全育成のための環境整備に努めます。さらに、母子保健施策の充実を図り、子どもの健やかな発育・発達をサポートし、出生率に関連する未婚化・晩婚化対策等の施策を推進します。

安心して子どもを産み育てられる まちづくり

- (1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備
- (2) 安心して生み育てられる環境づくり
- (3) 地域で子どもを見守り大切にすまちづくりの推進
- (4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実
- (5) 未婚化・晩婚化対策の推進

主な施策

(1) 子どもの健やかな成長を育む環境整備

- ① 保育受け入れ態勢の確立(育休満了時の1歳到達時からの受入、0歳児保育の実施)
- ② 保育料の軽減対策の実施
- ③ 「放課後子ども総合プラン」に基づく各種事業の展開
- ④ 多様なニーズに対応する保育所の再編・整備の検討
- ⑤ 思春期保健学習の取り組み
- ⑥ 心のケア対策への取り組み

(2) 安心して生み育てられる環境づくり

- ① 朝日診療所での小児科医療(総合医療)の展開
- ② 延長保育の実施
- ③ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)や一時預かりサービス事業の拡充

- ④子ども医療費助成・子宝祝金支給事業の充実
- ⑤子育てガイドブックの作成、育児サークル等の子育てネットワークづくり
- ⑥各種健診、予防接種事業、不妊治療費助成事業の継続

(3) 地域で子どもを見守り大切にするまちづくりの推進

- ①冬季・雨天時などでも親子が共に遊べる場の整備
- ②地域における見守り活動の推進
- ③通学路等の子どもの安全確保対策の推進
- ④発達段階に応じた食育の啓発・推進
- ⑤地域と連携した食の学習機会の充実
- ⑥地産地消型給食の推進

(4) すべての家庭が安心とゆとりをもてる子育て支援の充実

- ①障がいのある児童の早期発見、早期治療の実施
- ②重度心身障がい児介護手当、療育児童通院交通費給付事業の継続
- ③児童虐待の発生予防と早期発見に向けた関係機関との連携強化
- ④すこやか激励金支給事業及びひとり親医療費助成事業の継続
- ⑤ひとり親家庭等の相談体制の充実

(5) 未婚化・晩婚化対策の推進

- ①花嫁・花婿対策事業の実施(出逢いの場の提供と相談活動の実施)
- ②独身者向けコミュニケーション、話し方セミナーなどの実施
- ③広域での異業種間交流による出逢いの場の創出
- ④後継者・親御向けセミナー



遊びの教室



食育講座

4. 高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくり

現状と課題

本町の65歳以上の高齢者の人口は、平成17年の2,095人をピークにやや減少し、その後横ばいの状態が続いています。高齢化率は、平成7年の29.2%から平成26年は全国平均の25.8%を大きく上回る43.9%と、高齢者の占める割合が住民の4割強までになっています。さらには、後期高齢者（75歳以上）が増加し、平成26年では1,261人で、総人口に占める割合は27.6%と4人に1人の割合となり、それらに対する早急な対策が求められています。

町では、高齢者がいきいきした生活を送ることができるよう、只見町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく各種の検診事業の実施や健康相談事業に取り組み、高齢者ができる限り寝たきり等の要介護状態にならないよう保健師などによる介護予防活動を展開しています。しかし、急速な高齢化とともに高齢者だけの世帯の増加による老老介護問題や、認知症高齢者も増加傾向にあり、自宅での介護が難しいケースがあり、効果的な介護予防を図る事業の展開や地域で支える包括的なケアシステムの構築、体制強化と資質の向上が求められています。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活環境を確立するために、各種生活支援サービスの充実を図り、誰もが人生をいきいきと潤いのあるものとするための社会参加と生きがいづくりを構築します。また、疾病（特に生活習慣病予防）と、寝たきりなどの介護状態になることへの予防を通じ、健康寿命の延伸を図ります。

高齢者が健康でいきいきと暮らせる まちづくり

- (1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- (2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進
- (3) 保健・福祉(介護)・医療の連携
- (4) 介護予防の推進と日常生活支援の充実
- (5) 在宅医療・介護連携の推進

主な施策

(1) 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

- ① 老人クラブ活動育成事業の充実
- ② 身近な集会所等を活用した住民主体の健康づくり事業の推進(サロン支援事業の充実)
- ③ 高齢者等の身近な寄合場の提供(1集落1喫茶店の展開)
- ④ 敬老会の定期開催と敬老祝金支給事業の展開

(2) 明るく活力に満ちた高齢化社会の推進

- ① シルバー人材センターの設立等による高齢者の雇用機会の創出
- ② 健康診断、健康相談等の各種高齢者保健サービスの充実
- ③ 地域住民等の連携による訪問指導の充実

④高齢者食生活改善事業及び生活習慣改善事業の展開

(3)保健・福祉(介護)・医療の連携

- ①在宅高齢者を支援するための各種事業の充実
(緊急通報システムの整備、除雪支援保険事業等)
- ②認知症高齢者等の権利擁護及び虐待防止にかかる相談・支援体制の充実
- ③地域全体での高齢者の支え合い、見守る体制の環境整備と意識醸成
- ④地域包括支援センターの機能強化
- ⑤高齢者住宅等の整備

(4)介護予防の推進と日常生活支援の充実

- ①生活支援コーディネーターの配置と協議会の設置
- ②住民主体による一般介護予防事業の推進
- ③通所型介護予防事業の実施
- ④訪問型介護予防事業の実施

(5)在宅医療・介護連携の推進

- ①地域の医療・介護サービスの資源の把握と情報の共有支援
- ②地域医療・介護連携の課題抽出と対応の協議
- ③地域医療・介護連携に関する相談の受付等
- ④在宅医療・介護関係者の研修と人材育成
- ⑤24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑥地域住民への普及啓発
- ⑦二次医療圏内・関係自治体との連携



おたっしや教室



ゆう悠クラブ

5. 障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくり

現状と課題

平成24年6月に制定された障害者総合支援法では、共生社会実現のため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に、障がいのある方の範囲に難病が追加されるとともに、障害支援区分の創設など、障がいのある方に関する制度が大きく改められました。これにより、障がいのある方が地域でいきいきと生活するために、地域の理解を得て、生活の場や日中活動の場をつくる必要となってきました。

本町においては、平成25年度から地域活動支援センターを開設し、障がいの種類に関わらず、日中活動の場を提供していますが、今後、只見町障がい者福祉計画を基に福祉的就労の場の提供や一般就労への移行支援を進めていく必要があります。

障がいのある方の家族の高齢化が進んでいく中で、障がいのある方の生活の場の提供が必要となることから、町内に共同生活援助施設（グループホーム）の設置が求められています。

さらに、障がいのある方が地域において自立した生活を営むためには、相談支援体制の充実・強化が必要であり、基幹となる相談支援センターの設置など、相談支援機能の強化を図る必要があります。

また、障がいのある子どもが、乳児期、幼児期、学齢期、青年期から成年期と成長していく中で、生活環境や関わる人も変わっていくことになることから、支援を必要とする障がいのある子どもが、入学や進学、卒業などによって、支援の一貫性が途切れてしまうことがないように、保育所、学校、行政、サービス提供事業者が協力して、一貫した支援を行う体制の整備を図っていく必要があります。

基本方針

障がい者への理解を促進し、相談体制の充実を図りながら地域内で安心して自立した生活を送れるための福祉サービスの充実を図ります。また、在宅、施設サービス及び学校教育の充実と雇用・就業の場のための作業所や職業指導の展開を図り、社会活動への参加の促進を図ります。

障がいの有無に関わらず共に生きる
まちづくり

(1)障がい者福祉の充実

(2)障がい者の社会活動への参加促進

主な施策

(1)障がい者福祉の充実

- ①障がい者の活動紹介と理解の促進(集落・地域で支える運動の展開)
- ②障がい者にやさしい公共施設の整備(バリアフリー化)
- ③障がい者への相談体制・情報提供の充実
- ④早期発見・早期治療の充実及び支援
- ⑤在宅福祉サービスの充実
- ⑥共同生活援助施設(グループホーム)の整備

(2) 障がい者の社会活動への参加促進

- ① 発達支援相談会と保育所・関係課との連携
- ② 保育・学校教育サービスの充実
- ③ 雇用の奨励と啓発
- ④ 障がい者等の集まり場の提供及び小規模作業所への展開
- ⑤ イベント等への参加促進と支援
- ⑥ ボランティアの育成

地域活動支援センター「じねんと」の活動



花壇管理



裁縫実習



調理実習

6. 安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

高齢化の進展とともに、地域医療が果たす役割は年々重要度が増しています。とくに、朝日診療所は1次医療機関として、日常のかかりつけ医としての役割と緊急時の際に2次医療・3次医療機関である専門医・総合病院・大学病院と綿密な連携を図りながらより良い医療を提供することが必要となっています。また今後は、全線開通が予定されている国道289号を活用した新潟県三条市の医療機関との県の枠組みを超えた連携が必要な取り組みとなっています。

町内の消防団は、住民の貴重な生命と財産を守るために6つの分団で構成され、非常時には、緊密な連絡体制により被害を最小限に抑えるため消防団長の指揮の下、昼夜を問わず奉仕の精神で活動しています。しかしながら、少子化により消防団員の確保も容易でない時代を迎え、有効に機能するための実効性のある訓練の実施や消防施設や機械器具の計画的な更新を行いながら、機動力強化のための組織再編の検討や地域消防署・消防団・婦人消防隊の緊密な連携による無火災・無災害のための予防消防が必要となっています。また、大規模災害発生時に備え、「災害時における相互応援協定」を柏市や新潟県三条市・魚沼市以外にも締結を促進し、自力だけでなく相互連携により円滑な支援を受けるまたは支援を行う体制づくりも必要となっています。

さらには、日常から地域の高齢者等の要援護者への取り組みとして、「地域見守り安心カード」や「緊急通報システム」の活用とあわせて、避難行動要支援者名簿の作成、要援護者のための特別の配慮がなされた「福祉避難所」の設置など、災害発生時等に関係部署が連携して要援護者等へ必要な措置を速やかに講ずることができるように努めることが求められています。

基本方針

日常や緊急時における重要な役割を担う朝日診療所と他の医療機関とのより良い連携を図るとともに、将来国道289号の開通により、連携が想定される三条市の医療機関との県の枠組みを超えた取り組みを進めます。

また、地域の消防団組織の育成強化、危機管理体制・安全対策・災害防止対策の充実と「災害時における相互応援協定」に基づく大規模災害での速やかな連携を行う体制を構築します。

さらには、平成23年新潟・福島豪雨の教訓を基に、日常から地域の高齢者等の要援護者に対する災害時における速やかな対応ができるように必要な対策を推進します。

安心して暮らせるまちづくり

- (1) 地域医療体制の充実
- (2) 消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止・安全対策の充実
- (3) 要援護者に対する支援体制の強化

主な施策

(1) 地域医療体制の充実

- ① 救急医療体制の整備と充実
- ② 朝日診療所と2次・3次医療機関との連携強化
- ③ 来院患者の病状等を的確に医師につなぐ診察システムの確立

④国道289号の開通を見据えた三条市の医療機関との連携構築

(2) 消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止・安全対策の充実

- ①実効性のある防災訓練の実施(火災・山岳)
- ②消防施設・消防装備の適正配置
- ③消防団員の適正配置と消防団組織の再編の検討
- ④火災予防運動の展開
- ⑤危機管理体制の充実(年次計画による災害・緊急時用物資の整備)
- ⑥情報伝達・通信体制の確立
- ⑦安全対策の充実(交通安全対策の充実・犯罪のないまちづくりの推進)

(3) 要援護者に対する支援体制の強化

- ①地域の高齢者等(要援護登録者)の地域見守り体制の充実
- ②緊急通報システム・地域見守り安心カードの推進
- ③要介護高齢者や障がい者などの要援護者情報の把握と災害救助法に基づく避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報の共有
- ④福祉避難所の指定促進と運営マニュアル作成と訓練の実施



消防団活動



高規格救急車両の整備



地域見守り安心カード



「遊びの教室」の子どもたち